

再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書

(建設副産物の適正処理)

第1条 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達）」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。

(建設副産物の利用)

第2条 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。

2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。

(建設副産物の搬出)

第3条 建設副産物の搬出については、別表-1により行うこと。

2 受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。

(再生資材、建設発生土の利用)

第4条 受注者は、別表-2の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

また、建設発生土及びその他の資材の搬入にあたっては、別表-3によること。

2 再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【(社)日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。

なお、適正な品質が確保できない場合及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。

(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

第5条 受注者は、本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第9条に規定する対象建設工事(以下「対象建設工事」という。)の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)

第6条 受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、別紙様式1の再生資源利用計画書及び別紙様式2の再生資源利用促進計画書を施工計画書に含めて提出しなければならない。また、工事完成時には、同実施書を提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。

2 再生資源利用(促進)計画書及び実施書は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成すること。なお、工事完成時に「工事登録証明書(pdfファイル)」を電子成果品に含めて提出すること。

3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存すること。

(再資源化等報告書)

第7条 受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第18条第1条の規定に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用(促進)実施書とする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

【参考】

・COBRIS【コブリス】:建設副産物情報センター(JACIC)のホームページから利用が可能(有料)

<https://www.recycle.jacic.or.jp/>

別表-1

<p>1. 建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。</p> <p>(1) 土砂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松山市〇〇町〇〇番地〇〇 工事名〇〇〇道路改良工事 受入れ時間AM9：00～PM5：00 また、運搬距離は、〇〇kmを見込んでいる。 <p>2. 建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。</p> <p>(1) コンクリート塊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松山市〇〇町〇〇番地 〇〇会社 営業時間AM9：00～PM5：00 また、運搬距離は、〇〇kmを見込んでいる。 <p>(2) アスファルトコンクリート塊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松山市〇〇町〇〇番地 〇〇会社 営業時間AM9：00～PM5：00 また、運搬距離は、〇〇kmを見込んでいる。 <p>(3) 建設発生木材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松山市〇〇町〇〇番地 〇〇会社 営業時間AM9：00～PM5：00 また、運搬距離は、〇〇kmを見込んでいる。 <p>(4) 建設汚泥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松山市〇〇町〇〇番地 〇〇会社 営業時間AM9：00～PM5：00 また、運搬距離は、〇〇km見込んでいる。 <p>(5) その他（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松山市〇〇町〇〇番地〇〇 工事名〇〇〇道路改良工事 受入れ時間AM9：00～PM5：00 また、運搬距離は、〇〇kmを見込んでいる。 <p>※上記2については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p>

別表-2

資材名	規格	使用箇所
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)
	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理項で行う上層路盤に使用する。
再生骨材	再生粒調砕石 (RM-25) (HMS-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。
	再生砕石 (RC-40) (RC-30)	構造物の基礎材及び裏込め材等に使用する。 道路の路盤に使用する。
	再生砂	電線共同溝工事及び下水道工事の管路埋め戻し材料に使用する。

別表-3

建設発生土及びその他の資材の搬入については、次の場所から搬入すること。

(1) 土砂

・松山市〇〇町〇〇番地〇〇

工事名〇〇〇道路改良工事

搬出時間AM9：00～PM5：00

(また、運搬距離は、〇〇kmを見込んでいる。)

(2) その他 ()

・松山市〇〇町〇〇番地〇〇

工事名〇〇〇道路改良工事

搬出時間AM9：00～PM5：00

(また、運搬距離は、〇〇kmを見込んでいる。)